

5/2(月)と5/6(金)は臨時休業します。このため4/29(金)~5/8(日)が連休となります。ご了承下さい。なおこの間の緊急連絡はIP電話050-3626-3645へお掛け下さい。



「あら、会社を設立したのが18年の6月で役員の任期は5年だから来年23年までかと思っていたけど今年になるの？」とA社の代表者から聞かれました。株式会社の役員（取締役や監査役）には任期があり、通常は2年（監査役は4年）ですが株式の譲渡に会社の承認が要る『非公開会社』は最長10年まで伸ばせます。役員が変わらなくてもこの任期の管理が大切です。A社の場合、会社法に従って、「任期は

役員選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする」となっており7月決算ですから、23年までの最終の事業年度は22年の7月末。それから3カ月以内に開く22年10月の定時総会までの任期という事になります。こうした法務局への届出をしていないと2~10万円の過料がかかってきたり休眠会社とみなされ職権抹消されたりする可能性があります。役員が同じ人であっても任期管理だけは十分注意して下さい。

会社設立は4年前 役員の任期は5年なのにもう満了?



「行政官として言うべきではないかも知れないが年金制度はもう崩壊しています」と大分労働局の高齢者対策担当官・奈良周幸氏は述べました。1/18(火)にトキハ会館で開かれた『働き方改革』とシルバー人材活用セミナー」での話です。奈良氏は「高齢法と年金関連法はリンクして昨年4月に改正された」と説明します。東京新聞(19.6)のウェブ版によると『100年安心年金』を最初に用いたのは公明党で、03年の衆院選向けに坂口力厚労相が提案し翌年に『年金制度

改革関連法』が成立。ところが19年6月に金融庁の審議会が「老後の蓄えに2000万円は必要」との試算を発表したところ、麻生太郎氏が受理しなかった頃から雲行きが怪しくなりました。先月中旬のNHKラジオR1で『御用学者』と揶揄される慶応大の土居丈郎氏は「75歳以上の高齢者も相應の負担をし社会保障を支える側になって貰うのが全世代型社会保障」と解説しています。大変な制度になりそうですね。

だんだん見えてきた... 本当の目的「全世代型社会保障」



4月から雇用保険料率（事業主負担分のみ）が1000分の0.5UPします。また健保料と介護保険料の合計料率もすでに3月からUPしていますので、給与計算でご注意下さい。
当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時、ミーティングを行ないます。ご協力をお願いします。